

改正前

(旅費・日当等の支給)

第 14 条 本会の用務により移動（旅行）した者には、「下表」による旅費及び日当を、出発地から目的地までの最速又は最短の距離で計算して支給する。

(表 1)

		区 分			
		地域	交通費・宿泊費	日 当	雑 費
対 象	会 員	県内	出発地から目的地までの最速又は最短の距離で <u>計算する</u>	半日：6,000 円 全日：9,000 円 *但し、高千穂～宮崎の場合 3,000 円追加	実 費
	会 員 その他			12,000 円	
		県外	事務局が手配して実費支払いとする。	12,000 円	

改正後

(旅費・日当等の支給)

第 14 条 本会の用務又はこれに準ずる用務（オブザーバーとして会議等に出席する場合を含む。）により移動（旅行）した者には、次の各表に定めるところにより、旅費、日当等を支給する。

表 1 本会の用務により移動等する場合

		区 分			
		地域	交通費・宿泊費	日 当	雑 費
対 象	会 員	県内	出発地から目的地までの最速又は最短の距離で <u>計算する。</u>	半日：6,000 円 全日：9,000 円 *但し、高千穂～宮崎の場合 3,000 円追加	実 費
	会 員 その他			12,000 円	
		県外	事務局が手配して実費支払いとする。	12,000 円	

表 2 本会の用務に準ずる用務により移動等する場合

		区 分			
		地域	交通費・宿泊費	日 当	雑 費
対 象	会 員	県内	出発地から目的地までの最速又は最短の距離で <u>計算する。</u>	半日：6,000 円 全日：7,000 円	実 費
	会 員 その他				
		県外	事務局が手配して実費支払いとする。		